

各地方機関の長
殿
各都道府県警察の長

保存区分第2種
警察庁丙捜二発第14号
平成12年9月26日
警察庁刑事局長

政治的不正の追及の強化について（通達）

最近、元建設大臣による汚職事件や衆議院議員らによる政策秘書給与詐取事件等、政治とカネをめぐる不正事件が相次いで顕在化する一方で、買収等の選挙違反も依然として横行していることから、これら政治的不正の追及を求める国民の声はかつてない高まりを見せている。国会におけるあっせん利得罪の創設に向けた動きも、各議会議員等の公選の公務員（以下「政治公務員」という。）が行政に対して影響力を行使する見返りに不当な利益を得るといふ政治的不正の根絶を求める国民の声を反映したものと見える。

警察の担う知能犯捜査の使命は、政治、行政、経済をむしばむ不正を捜査によって解明することにより社会的公正の実現に寄与することであるから、今警察に求められているのは、政治の公正性を強く求める国民の声に目に見える成果で応えることに他ならない。

よって、下記のとおり、政治的不正の追及の強化を図られたい。

記

1 政治的不正の所在・実態の把握

政治的不正を追及するためには、その前提として、追及すべき不正の所在や実態を把握することが不可欠であることから、公刊資料の分析や警察各部門による情報収集活動を行うことはもとより、選挙違反事件の捜査を始めとする各種事件捜査の際にも、不正の所在・実態に係る情報の収集に配慮すること。

また、収集した情報については、適宜データベース化して蓄積し、不正の所在・実態を解明するための分析を怠らないこと。

なお、当然のことであるが、これら情報の保管・管理に当たっては、厳重なアクセス管理を行う等その安全確保に万全を期すること。

2 政治公務員による汚職行為の取締り

政治的不正の第一の類型は、政治公務員が、その影響力を行使して利権に関与したり、行政に対する影響力行使の見返りとして、企業や業界から金銭を取得したり政治資金を集めたりする行為に伴う不正である。

この類型の不正を追及するに当たっては、まず、収賄罪やあっせん収賄罪の適用を検討すべきであるが、これらの罪を適用して立件することができない場合であっても、糾弾されるべき不正の実体があると認められるときは、政治資金規正法、公職選挙法、入札妨害罪等の各種罰則を適用して積極的に検挙を図ること。

3 政治公務員による社会制度を悪用した不正行為の取締り

政治的不正の第二の類型は、政治公務員が社会制度を悪用し不当に金銭等の利益を取得するという不正であり、政治改革の一環として設けられた政策秘書や政党助成といった制度について、その成立に関わった政治公務員自身が自らその趣旨を踏みにじり、これを悪用して公金をだまし取ったり不正に流用したりする行為はその典型である。

この類型の不正については、悪用された制度の本来の趣旨に照らして、糾弾されるべ

き不正の実体があると認められるときは、各種罰則を適用して積極的に検挙を図ること。

4. 選挙違反の取締り

政治的不正の第三の類型は、選挙にまつわる不正であり、票をカネで買い、不当に地位・権力を手に入れる行為である。

選挙違反については、国政・地方、一斉・個別といった選挙の区分に関わらず、取締りを恒常化・強化すること。また、候補者が選挙の時期だけでなく普段から選挙目当ての諸活動に膨大な費用をかけているという実態が見られ、カネがかかる政治の一端をなしていることから、公職選挙法が禁ずる寄附行為についても、積極的に検挙を図ること。

5 捜査体制の整備・充実と捜査員育成の強化

以上の取り組みを真に実効あるものとするため、政治的不正追及のための捜査体制を整備・充実すること。また、各種罰則に精通し、不正なカネの流れを把握するための捜査技術に習熟した捜査員を育成するため、実戦的・個別的教養を充実すること。